

令和 8 年 6 月

太田市議会定例会議案

目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	報告第 1号	令和7年度太田市一般会計継続費繰越計算書について	1
2	報告第 2号	令和7年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書について	3
3	報告第 3号	令和7年度太田市一般会計事故繰越し繰越計算書について	10
4	報告第 4号	令和7年度太田市下水道事業等会計予算の繰越しについて	12
5	議案第50号	太田市農業委員会委員任命の同意について	14
6	議案第51号	太田市農業委員会委員任命の同意について	15
7	議案第52号	太田市農業委員会委員任命の同意について	16
8	議案第53号	太田市農業委員会委員任命の同意について	17
9	議案第54号	太田市農業委員会委員任命の同意について	18
10	議案第55号	太田市農業委員会委員任命の同意について	19
11	議案第56号	太田市農業委員会委員任命の同意について	20
12	議案第57号	太田市農業委員会委員任命の同意について	21
13	議案第58号	太田市農業委員会委員任命の同意について	22
14	議案第59号	太田市農業委員会委員任命の同意について	23
15	議案第60号	太田市農業委員会委員任命の同意について	24
16	議案第61号	太田市農業委員会委員任命の同意について	25

番号	議案番号	件名	ページ
17	議案第62号	太田市農業委員会委員任命の同意について	26
18	議案第63号	太田市農業委員会委員任命の同意について	27
19	議案第64号	太田市農業委員会委員任命の同意について	28
20	議案第65号	太田市農業委員会委員任命の同意について	29
21	議案第66号	太田市農業委員会委員任命の同意について	30
22	議案第67号	太田市農業委員会委員任命の同意について	31
23	議案第68号	太田市農業委員会委員任命の同意について	32
24	議案第69号	令和8年度太田市一般会計補正予算（第1号）について	33
25	議案第70号	太田市市税条例の一部改正について	34
26	議案第71号	太田市都市計画税条例の一部改正について	42
27	議案第72号	太田市印鑑条例の一部改正について	44
28	議案第73号	太田市手数料条例の一部改正について	45
29	議案第74号	太田市斎場条例の廃止について	46
30	議案第75号	太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	47
31	議案第76号	太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	53
32	議案第77号	太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について	62
33	議案第78号	財産の取得について（災害用トイレトラック）	63

番号	議案番号	件名	ページ
34	議案第79号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	66
35	議案第80号	財産の取得について（災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車）	69
36	議案第81号	財産の取得について（高規格救急自動車）	72
37	議案第82号	市道路線の廃止及び認定について	74

報告第1号

令和7年度太田市一般会計継続費繰越計算書について

令和7年度太田市一般会計継続費令和7年度年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち支出を終わらなかつたものにつき、次のとおり逡次繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、報告する。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

令和7年度太田市一般会計継続費繰越計算書（別紙のとおり）

令和7年度太田市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国県 支出金	地方債	その他
8款	5項 土木費 住宅費	市内公営住宅集約促進 事業（鳥之郷市営住宅2 期）	円 263,934,000	円 131,491,000	円 1,132,000	円 132,623,000	円 106,173,540	円 26,449,460	円 26,449,460	円 26,449,460	円	円	円
8款	5項 土木費 住宅費	市内公営住宅集約促進 事業（大島市営住宅2 期）	円 683,426,000	円 69,481,000		円 69,481,000	円 66,331,968	円 3,149,032	円 3,149,032	円 3,149,032			
合 計			円 947,360,000	円 200,972,000	円 1,132,000	円 202,104,000	円 172,505,508	円 29,598,492	円 29,598,492	円 29,598,492			

報告第2号

令和7年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書について
令和7年度太田市一般会計の繰越明許費に係る経費は、次のとおり
翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16
号）第146条第2項の規定により、報告する。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

令和7年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書（別紙のとおり）

令和7年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 1

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
2款	1項	地域交通運行継続支援事業	20,000,000	20,000,000		国庫支出金 18,000,000	2,000,000	適正な事業期間を確保するため
3款	1項	相談支援事業所物価高騰対策支援事業	2,340,000	2,340,000		国庫支出金 2,106,000	234,000	適正な事業期間を確保するため
3款	1項	新田福祉総合センターポンプ更新事業	9,273,000	9,273,000			9,273,000	適正な工期を確保するため
3款	2項	物価高対応子育て応援手当給付事業	47,722,000	47,721,164		国庫支出金 47,721,164		適正な事業期間を確保するため
3款	3項	介護施設物価高騰対策支援事業	30,732,000	30,732,000		国庫支出金 27,659,000	3,073,000	適正な事業期間を確保するため
4款	1項	医療機関物価高騰対策支援事業	116,397,000	116,397,000		国庫支出金 104,757,000	11,640,000	適正な事業期間を確保するため
4款	1項	省エネ家電買換促進事業	54,717,000	54,717,000		国庫支出金 49,245,000	5,472,000	適正な事業期間を確保するため
4款	1項	環境基本計画等改定支援業務委託	497,000	497,000			497,000	事業に不測の日数を要したため

令和7年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 2

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
			円	円	円	円	円	
4款	2項	生活排水処理基本計画策定事業	14,190,000	14,190,000			14,190,000	事業に不測の日数を要したため
衛生費	清掃費							
6款	1項	農業者物価高騰対策支援事業	120,000,000	120,000,000		国庫支出金 108,000,000	12,000,000	適正な事業期間を確保するため
農林水産業費	農業費							
6款	1項	土地改良事業補助金	468,000	467,500			467,500	適正な工期を確保するため
農林水産業費	農業費							
6款	1項	小規模農村整備事業	4,972,000	4,972,000		県支出金 1,716,750	3,255,250	関係機関との協議に不測の日数を要したため
農林水産業費	農業費							
6款	1項	農地防災施設ポンプ更新事業	4,840,000	4,840,000			4,840,000	適正な工期を確保するため
農林水産業費	農業費							
6款	1項	農地防災施設管理事業	43,759,000	43,758,400		県支出金 27,090,000 地方債 5,400,000	11,268,400	地権者との協議に不測の日数を要したため
農林水産業費	農業費							
6款	1項	土地改良施設維持管理適正化事業	116,149,000	116,149,000		その他 89,070,000	27,079,000	適正な工期を確保するため
農林水産業費	農業費							
7款	1項	デジタル地域通貨発行事業	570,164,000	372,978,147	372,978,147			適正な事業期間を確保するため
商工費	商工費							

令和7年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 3

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
8款 土木費	1項 土木管理費	耐震改修促進計画策定事業	円 5,478,000	円 5,478,000	円	円 国庫支出金 2,739,000	円 2,739,000	事業に不測の日数を要したため
8款 土木費	1項 土木管理費	大規模盛土造成地調査事業	26,663,000	26,663,000		円 国庫支出金 5,822,000	20,841,000	地権者との協議に不測の日数を要したため
8款 土木費	2項 道路橋りょう費	道路新設改良事業	131,749,000	131,749,000		円 地方債 83,700,000	48,049,000	適正な工期を確保するため
8款 土木費	2項 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	30,107,000	30,107,000		円 国庫支出金 14,465,000 地方債 4,800,000	10,842,000	適正な工期を確保するため
8款 土木費	2項 道路橋りょう費	幹線道路整備事業	83,800,000	83,800,000		円 国庫支出金 32,100,000 地方債 29,700,000	22,000,000	適正な工期を確保するため
8款 土木費	3項 河川費	河川水路新設改良事業	29,092,000	29,092,000		円 地方債 27,100,000	1,992,000	関係機関との協議に不測の日数を要したため
8款 土木費	4項 都市計画費	市街地再開発事業	3,851,390,000	3,851,390,000		円 国庫支出金 1,925,695,000	1,925,695,000	事業に不測の日数を要したため
8款 土木費	4項 都市計画費	太田駅周辺土地区画整理事業	46,612,000	45,105,400			45,105,400	適正な工期を確保するため

令和7年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 4

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
8款 土木費	4項 都市計画費	公園管理事業	円 35,042,000	円 35,041,600	円	円	円 35,041,600	適正な工期を確保するため
8款 土木費	4項 都市計画費	宝泉南部土地区画整理事業	115,732,000	113,179,800		地方債 55,300,000	57,879,800	適正な工期を確保するため
8款 土木費	4項 都市計画費	金山遊歩道管理事業	5,808,000	5,808,000	5,808,000			適正な工期を確保するため
8款 土木費	4項 都市計画費	東山公園トイレ等整備事業	58,406,000	58,405,600	4,489,000		53,916,600	適正な工期を確保するため
9款 消防費	1項 消防費	消防団車庫詰所整備事業	392,000	392,000			392,000	適正な事業期間を確保するため
10款 教育費	2項 小学校費	小学校防犯カメラ改修事業	13,331,000	13,331,000		国庫支出金 5,239,000 地方債 4,600,000	3,492,000	適正な工期を確保するため
10款 教育費	2項 小学校費	沢野小学校浄化槽撤去事業	3,015,000	3,014,600			3,014,600	適正な工期を確保するため
10款 教育費	2項 小学校費	城西小学校外壁等改修事業	53,936,000	53,935,200		地方債 36,500,000	17,435,200	適正な工期を確保するため

令和7年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 5

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
			円	円	円	円	円	
10款 教育費	2項 小学校費	小学校照明器具LED化改修事業	119,953,000	119,952,800		地方債 109,500,000	10,452,800	適正な工期を確保するため
10款 教育費	2項 小学校費	生品小学校トイレ改修事業	52,129,000	52,129,000		地方債 38,000,000	14,129,000	適正な工期を確保するため
10款 教育費	3項 中学校費	中学校防犯カメラ改修事業	10,427,000	10,427,000		国庫支出金 4,314,000 地方債 3,700,000	2,413,000	適正な工期を確保するため
10款 教育費	3項 中学校費	中学校照明器具LED化改修事業	42,795,000	42,794,800		国庫支出金 16,337,000 地方債 25,400,000	1,057,800	適正な工期を確保するため
10款 教育費	3項 中学校費	南中学校外壁等改修事業	33,486,000	33,485,400		国庫支出金 17,105,000 地方債 16,200,000	180,400	適正な工期を確保するため
10款 教育費	3項 中学校費	東中学校設計業務委託事業	4,895,000	4,895,000			4,895,000	関係機関との協議に不測の日数を要したため
10款 教育費	6項 社会教育費	社会教育総合センタートイレ改修事業	2,882,000	2,882,000			2,882,000	適正な工期を確保するため
10款 教育費	7項 保健体育費	尾島公園防球ネット整備事業	8,023,000	8,022,400			8,022,400	適正な工期を確保するため

令和7年度太田市一般会計繰越明許費繰越計算書

No. 6

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
10款 教育費	7項 保健体育費	尾島親子ふれあいプール設備更新事業	円 6,075,000	円 5,976,400	円	円	円 5,976,400	適正な工期を確保するため
10款 教育費	7項 保健体育費	新田プール解体事業	34,905,000	34,904,600		地方債 31,400,000	3,504,600	適正な工期を確保するため
10款 教育費	7項 保健体育費	薮塚本町中央運動公園遊具整備事業	10,927,000	10,926,400			10,926,400	適正な工期を確保するため
10款 教育費	7項 保健体育費	宝泉東小学校給食室建設事業	199,417,000	199,417,000		地方債 138,000,000	61,417,000	事業に不測の日数を要したため
合 計			6,172,687,000	5,971,337,211	383,275,147	国庫支出金 2,381,304,164 県支出金 28,806,750 地方債 609,300,000 その他 89,070,000 計 3,108,480,914		

報告第3号

令和7年度太田市一般会計事故繰越し繰越計算書について
令和7年度太田市一般会計の事故繰越しについては、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第220条第3項ただし書の規定により、
次のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令(昭和22年政
令第16号)第150条第3項において準用する同令第146条第2
項の規定により、報告する。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

令和7年度太田市一般会計事故繰越し繰越計算書(別紙のとおり)

令和7年度太田市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
			円	円	円	円	円	円	円	円	
9款 消防費	1項 消防費	消防団車庫詰所整備事業	5,557,000		5,557,000	5,557,000	5,557,000			5,557,000	事業に不測の日数を要したため

報告第4号

令和7年度太田市下水道事業等会計予算の繰越しについて
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、下水道事業等会計予算の繰越額の使用に関する計画について、次のとおり報告する。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

令和7年度太田市下水道事業等会計予算繰越計算書（別紙のとおり）

令和7年度太田市下水道事業等会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	当年度勘定資産			
1款	1項	管渠整備事業	円 705,483,000	円 592,394,000	円 113,089,000	円	円 96,800,000	円 16,289,000	円	円	適正な工期を確保するため
合計			705,483,000	592,394,000	113,089,000		96,800,000	16,289,000			

議案第50号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第51号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第52号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第53号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第54号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第55号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第56号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第57号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第58号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第59号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第60号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第61号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第62号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第63号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第64号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第65号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第66号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第67号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第68号

太田市農業委員会委員任命の同意について

次の者を太田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第69号 令和8年度太田市一般会計補正予算（第1号）について 別冊

議案第70号

太田市市税条例の一部改正について
太田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市市税条例の一部を改正する条例
太田市市税条例（平成17年太田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「法附則第5条の6第2項」を「法附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「法第314条の2第4項」を「同条第6項」に、「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に

提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3

の3第1項の規定による申告書」を「同条第1項の規定による申告書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「法附則第5条の6第2項」を「法附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「法附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2中第8項を第15項とし、第7項を第14項とし、第6項を第13項とし、第5項を第12項とし、第4項を第11項とし、第3項を第10項とし、第2項の次に次の7項を加える。

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に

規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

16 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第17条の2第2項中「法附則第34条の2第5項」を「法附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第

1 項又は第2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19 条の2 の次に次の1 条を加える。

(特定暗号資産等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19 条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38 条の2 第1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33 条第1 項及び第2 項並びに第34 条の3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18 条の6 の4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1 号の規定により読み替えて適用される第34 条の2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100 分の3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34 条の2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第19 条の3 第1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34 条の6 から第34 条の8 まで、第34 条の9 第1 項、附則第7 条第1 項及び附則第7 条の3 第1 項の規定の適用については、第34 条の6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19 条の3 第1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第34 条の7 第1 項前段、第34 条の8、第34 条の9 第1 項、附則第7 条第1 項及び附則第7 条の3 第1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19 条の3 第1 項の規定によ

る市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、「附則第9条の2及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の改正規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の太田市市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の太田市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の太田市市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定す

る認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第71号

太田市都市計画税条例の一部改正について
太田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

太田市都市計画税条例（平成17年太田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第18項を附則第19項とし、附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項」を「附則第12項から第14項」に、「附則第13項」を「附則第14項」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則中第14項を第15項とし、第13項を第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とし、附則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とする。

附則中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第72号

太田市印鑑条例の一部改正について
太田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

太田市印鑑条例の一部を改正する条例
太田市印鑑条例（平成17年太田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「民間事業者が設置する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

太田市手数料条例の一部改正について
太田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

太田市手数料条例の一部を改正する条例
太田市手数料条例（平成17年太田市条例第79号）の一部を次の
ように改正する。

第6条第1項中「民間事業者が設置する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第74号

太田市斎場条例の廃止について
太田市斎場条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

太田市斎場条例を廃止する条例
太田市斎場条例(平成17年太田市条例第186号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第75号

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部改正について

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正)

第1条 太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成26年太田市条例第31号）の一部を次のように改正
する。

第3条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に
基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて
保育を行う場合」を加える。

第7条第1項中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に
掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行
う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあ
っては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「当
該家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者
を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項各
号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定

小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第19条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を、「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第36条中「法第6条の3第10項」の次に「第1号」を加える。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所

の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第46条第2項中「附則第4条」を「附則第4項」に改める。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「し、」及び「と読み替えるもの」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（）」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者」を「認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」に、「第30条第3項」を「第30条第3項若しくは第4項」に、「第45条第3項」を「第45条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定されるものをいう。)」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数」に改める。

(太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年太田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満

たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年太田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号を次のように改める。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

第2条第1項第6号の次に次の1号を加える。

(6の2) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第1項第11号の次に次の3号を加える。

(11の2) 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11の3) 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規

定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11の4) 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出し中「(」の次に「特定」を加える。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」の次に「この」を加え、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第8号中「及び第3項」を削り、「に規定する」の次に「選考方法及び同条第3項に規定する」を加える。

第22条の見出し中「(」の次に「利用」を加える。

第25条中「各号、」の次に「学校教育法第1条に規定する」を加え、「、学校教育法」を「、同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教

育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」に、「は「教育・保育給付認定子ども」を「は「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「）第29条」を「）第28条」に、「第32条」を「第28条」に、「第34条」を「第28条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限

定小規模保育事業者を除く。)」を、「章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、同条第4項中「満3歳未満」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中「特定地域型保育事業者」を「前2項の特定地域型保育事業者」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満」を削る。

第42条第1項第1号中「満3歳未満」を削り、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。)」を、「より特定地域型保育」の次に「(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)」を、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。)」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第46条第7号中「第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満」を削る。

第48条の見出し中「(」の次に「利用」を加える。

第49条第2項中「満3歳未満」を削る。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条」を「第14条」に改め、「地域型保育給付費」と」の次に「、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と」を加える。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条」を「第52条」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項前段中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「章(」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「む。次条第3項」を「む。第52条第3項」に改め、同項後段中「章」の

次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、)」に改め、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(満3歳以上限定小規模保育事業者の場合の特別利用地域型保育の基準)

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合におい

て、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「中
「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに
係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第2号
に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」
を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定す
る満3歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満3歳以上保育認定子
どもを除く。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第77号

太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について
太田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

太田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
太田市放課後児童クラブ条例（平成17年太田市条例第155号）
の一部を次のように改正する。

別表太田市沢野小第2放課後児童クラブの項を削り、同表太田市宝
泉東小放課後児童クラブの項中「太田市藤久良町50番地」を「太田
市藤久良町1番地」に改め、同表太田市藪塚本町第2放課後児童クラ
ブの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第78号

財産の取得について
次のとおり災害用トイレトラックを取得するものとする。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得財産 | 災害用トイレトラック 1台 |
| 2 | 取得の目的 | 災害時の避難生活の環境整備を図るため |
| 3 | 取得予定価格 | 31,900,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 群馬県前橋市力丸町487番地5号
株式会社佐藤工業所
代表取締役 片山高雄 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

項 目	内 容
車両の種類	トイレトラック
シャシ	日野自動車 小型トラック エンジン：ディーゼルエンジン 排気量：4,009cc以上 最高出力：150PS以上 駆動方式：2WD 変速装置：AT
艀装部分 (トイレ設備)	男性用2室、女性用2室、多目的室（車椅子対応 便器、オストメイト用便器、オムツ交換台、エア コン、リフター等）1室 貯水タンク：700L以上 便槽タンク：960L以上
積 載 品	カーナビゲーション、ドライブレコーダー、ETC、 ソーラーパネル等

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和9年3月31日まで

3 指名競争入札指名業者

ジーエムいちはら工業株式会社（辞退）

株式会社モリタ東京支店

温井自動車工業株式会社（失格）

株式会社佐藤工業所

株式会社河田自動車（辞退）

有限会社協立自動車（辞退）

ワシントンモーターズ株式会社（辞退）

F Kエンジニアリング株式会社（辞退）

議案第79号

財産の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するものとする。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 取得財産 | 消防ポンプ自動車 2台 |
| 2 | 取得の目的 | 消防団の消防装備の充実強化を図るため |
| 3 | 取得予定価格 | 54,340,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 茨城県古河市幸町1番45号
小池株式会社
代表取締役 小池昌平 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

項 目	内 容
車両の種類	消防ポンプ自動車
車両総重量	5.0 t未満
エンジン	水冷直列ディーゼルエンジン
総排気量	4.00 L以上
最高出力	130 PS以上
積 載 品	救助資機材、救急資機材、手動式ホースカー、LED発電照明装置、ドライブレコーダー等
仕 様	シ ャ シ：日野デュトロ消防シャシ キ ャ ブ：4ドアダブルキャブハイルーフ型 二輪駆動方式 ポ ン プ：A-2級二段バランスタービンポンプ 規格放水性能：0.85 MPaにおいて放水量毎分2.6 m ³ 以上

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和9年3月31日まで

3 配置先

太田市消防団

第5分団第1部（鳥山下町）

第14分団第2部（新田上田中町）

4 指名競争入札指名業者

ジーエムいちほら工業株式会社（予定価格超過）
株式会社モリタ東京支店（予定価格超過）
温井自動車工業株式会社（失格）
株式会社佐藤工業所（予定価格超過）
小池株式会社
株式会社河田自動車（辞退）
株式会社ナカムラ消防化学東京営業所（予定価格超過）
日本機械工業株式会社本社営業部（予定価格超過）
長野ポンプ株式会社東京営業所（予定価格超過）

議案第80号

財産の取得について

次のとおり災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車を取得するものとする。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車
1台 |
| 2 取得の目的 | 消防業務の充実強化を図るため |
| 3 取得予定価格 | 277,750,000円 |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ東京支店
支店長 山北忠司 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

はしご車専用自動車（日野自動車）、ダブルキャブ6人乗り仕様で、消火活動に必要な40m級直進はしご、梯体固定式伸縮水路、リフタ装置、固定式バスケット装置等を備え、消防用ホース、空気呼吸器、耐電装備等、各種消防資機材を搭載する。

全 長：11,000mm程度（艀装完了）

全 幅：2,500mm程度（艀装完了）

全 高：3,700mm程度（艀装完了）

エンジン：ディーゼルエンジン

エンジン出力（最高）：380PS

総排気量：8,000CC

操舵方式：四輪操舵方式（4WS）

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和9年3月10日まで

3 配置先

中央消防署

4 指名競争入札指名業者

ジーエムいちほら工業株式会社（辞退）

株式会社モリタ東京支店

温井自動車工業株式会社（予定価格超過）

株式会社佐藤工業所（予定価格超過）

小池株式会社（辞退）

株式会社河田自動車（辞退）

株式会社ナカムラ消防化学東京営業所（辞退）

日本機械工業株式会社本社営業部（失格）

長野ポンプ株式会社東京営業所（辞退）

議案第81号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得するものとする。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得財産 | 高規格救急自動車 1台 |
| 2 | 取得の目的 | 救急業務の充実強化を図るため |
| 3 | 取得予定価格 | 39,710,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 群馬県前橋市城東町一丁目6番地の8
群馬日産自動車株式会社
代表取締役 天野慎太郎 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

高規格救急自動車に、高度救命処置用資機材（気道確保用資機材、呼吸・循環管理用資機材、半自動式除細動器、血中酸素飽和度測定器、電動式心肺人工蘇生器、心電図伝送装置、心電計等）を搭載する。

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和9年3月31日まで

3 配置先

西部消防署藪塚分署

4 指名競争入札指名業者

群馬トヨタ自動車株式会社新車部法人グループ

群馬日産自動車株式会社

議案第82号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月12日提出

太田市長 穂積昌信

廃止路線

番号	整理番号	路線名	起 点		重要な 経過地
			終 点		
1	13-217	太田由良北之庄217号線	太田市 由良町1608番7	地先	なし
			太田市 由良町1613番1	地先	
2	16-1109	太田只上町1109号線	太田市 只上町762番	地先	なし
			太田市 只上町763番	地先	
3	16-1301	太田東金井町1301号線	太田市 東金井町987番	地先	なし
			太田市 東金井町992番	地先	
4	16-1302	太田東金井町1302号線	太田市 東金井町1411番	地先	なし
			太田市 東金井町1402番	地先	

認定路線

番号	整理番号	路線名	起 点		重要な 経過地
			終 点		
1	13-217	太田由良北之庄217号線	太田市 由良町1608番7	地先	なし
			太田市 由良町1570番2	地先	
2	13-1349	太田由良町1349号線	太田市 由良町1874番16	地先	なし
			太田市 由良町1874番6	地先	
3	16-1301	太田東金井町1301号線	太田市 東金井町987番	地先	なし
			太田市 東金井町987番3	地先	
4	16-1302	太田東金井町1302号線	太田市 東金井町1411番	地先	なし
			太田市 東金井町1402番	地先	
5	16-1308	太田富若町1308号線	太田市 富若町801番	地先	なし
			太田市 富若町773番1	地先	
6	16-1309	太田富若町1309号線	太田市 富若町693番	地先	なし
			太田市 富若町655番1	地先	
7	22-859	新田南北859号線	太田市 新田木崎町1223番27	地先	なし
			太田市 新田木崎町1223番30	地先	
8	41-376	藪塚本町第一376号線	太田市 大原町2296番3	地先	なし
			太田市 大原町2296番6	地先	
9	44-698	藪塚本町第四698号線	太田市 藪塚町1618番5	地先	なし
			太田市 藪塚町1620番6	地先	